

接続約款変更届出書

令和3年2月26日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わいやれす してい ぶらんにんぐ かぶしがいしゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします</p>

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新	旧
<p>(開通システム等に関する情報等の提供)</p> <p>第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、<u>第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額及び需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含みます。)</u>に用いた具体的な算定方法<u>(計算式等具体的な考え方を含みます。)</u>に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料</p>	<p>(開通システム等に関する情報等の提供)</p> <p>第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、具体的な算定方法に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料</p>

1 適用 (略)					1 適用 (略)				
2 料金額					2 料金額				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>219,225</u> 円	月額	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>282,887</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,922</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>28,288</u> 円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>189,316</u> 円	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>247,551</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,931</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>24,755</u> 円	月額
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	(ア) <u>10Mbpsのもの</u>	<u>161,404</u> 円	<u>月額</u>	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) <u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>16,140</u> 円	<u>月額</u>			(イ) (略)	(略)	(略)
	(2) 5G(NSA方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>282,887</u> 円	月額
			(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>28,288</u> 円	月額
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。		(ア) 10Mbpsのもの	<u>219,225</u> 円	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>247,551</u> 円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,922</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>24,755</u> 円	月額

	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>189,316</u> 円	月額	(3) MVNO 回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,931</u> 円	月額		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>77</u> 円	月額
		(ア) 10Mbpsのもの	<u>161,404</u> 円	<u>月額</u>		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	月額
	(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>16,140</u> 円	<u>月額</u>						
(3) MVNO 回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)					
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>80</u> 円	月額					
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	月額					
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>74</u> 円	<u>月額</u>					
附則 (略) <u>附 則(令和3年2月26日 MKS2102240001510001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。</u>	附則 (略)								